

# 和歌山県警察サイバーセキュリティ戦略委員会等設置要綱の制定について（例規）

（最終改正：令和4年4月25日 サ対・会・務・監・教・情管・生企・少・生環・人対・刑企・捜一・捜二・組対・交企・交指・備企・校第63号）  
和歌山県警察本部長から各所属長宛て

情報通信技術の急速な発展に伴い、サイバー空間の営みが現実社会の活動と密接な関係性を持つようになってきている。

その一方で違法情報・有害情報の拡散に加え、インターネットバンキングに係る不正送金事犯等のサイバー犯罪や官公署、民間事業者を狙ったサイバーインテリジェンスを始めとするサイバー攻撃等が多発するなど、サイバー空間の脅威は一層深刻化している。

このような状況の中、この脅威に対して、警察が有する人的資源及び物的資源を部門横断的かつ効果的に活用する態勢を構築し、各部門の情報共有・共通認識に基づく警察組織の総合力を発揮した効果的な取締りや官民の連携によるサイバーセキュリティ対策を推進し、もってサイバー空間の脅威に先制的かつ能動的に対処するため、「和歌山県警察サイバーセキュリティ戦略委員会等設置要綱」を別記のとおり定め、平成28年4月1日から施行することとしたので、諸対策を積極的に推進されたい。

なお、「和歌山県警察サイバー犯罪対策委員会設置要綱（例規）」（平成23年10月3日付け生環、務、監、生企、刑企、交企、公、校第49号）は廃止する。

## 別記

### 和歌山県警察サイバーセキュリティ戦略委員会等設置要綱

#### 第1 和歌山県警察サイバーセキュリティ戦略委員会

##### 1 設置

サイバー空間の脅威に対して警察組織の総合力を発揮した効果的な対策を推進し、サイバー空間の安全安心を確保するため、和歌山県警察本部に和歌山県警察サイバーセキュリティ戦略委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

##### 2 任務

委員会は、サイバー空間の脅威に対する総合的な対処能力の強化及びサイバーセキュリティ戦略の推進計画等に関する基本的方針を決定し、和歌山県警察（以下「県警察」という。）の総合力を発揮した効果的な対策を推進することを任務とする。

##### 3 組織

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ別表1に掲げる者をもって充てる。

##### 4 運営

(1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議事を主宰する。

(2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を求め

ることができる。

(3) 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

(4) 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を代行する。

## 第2 サイバーセキュリティ総括責任者等

### 1 サイバーセキュリティ総括責任者

(1) サイバー空間の脅威に対する部門間の連携を強化するため、県警察にサイバーセキュリティ総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置き、生活安全部長をもって充てる。

(2) 総括責任者は、次に掲げるサイバー空間の脅威に関する事務について、必要な連携・調整を行うものとする。

ア サイバーセキュリティ戦略に関すること。

イ 情報の集約・共有に関すること。

ウ 捜査支援及び技術支援に関すること。

エ 人材育成方策に関すること。

オ 関係機関、民間事業者・団体等と連携した取組に関すること。

カ その他サイバー空間の脅威に関すること。

(3) 総括責任者は、サイバー空間において新たな脅威が出現した場合、関係各部門と連絡調整の上、緊急な対処に必要な要員を指名することができるものとする。

(4) 所属長は、総括責任者がその事務を行うために必要な情報等について、総括責任者に対し、適時適切な報告を行うとともに、重大なサイバー犯罪事案を認知した時は、速やかに和歌山県警察処務規程（平成22年和歌山県警察本部訓令第2号）第61条第1項に基づき措置する。

### 2 サイバーセキュリティ責任者

総括責任者を補佐する者として、県警察にサイバーセキュリティ責任者（以下「責任者」という。）を置き、生活安全部・警務部・刑事部・交通部・警備部参事官（サイバーセキュリティ担当）をもって充てる。

## 第3 和歌山県警察サイバーセキュリティ戦略幹事会

### 1 設置

委員会を補佐するため、委員会に和歌山県警察サイバーセキュリティ戦略幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

### 2 任務

幹事会は、委員会が決定した基本方針に基づく諸対策を推進することを任務とする。

### 3 組織

幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ別表2に掲げる者をもって充てる。

### 4 運営

(1) 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、議事を主宰する。

(2) 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の関係者の出席を求め、意見を求めることができる。

(3) 幹事会は、審議した結果を委員会に報告する。

- (4) 幹事会の運営に関して必要な事項は、幹事長が定める。
- (5) 幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、副幹事長が幹事長の職務を代行する。

#### 第4 部会

##### 1 設置

サイバーセキュリティ戦略を計画的かつ効果的に推進するため、幹事会に次の部会を置く。

- (1) 和歌山県警察サイバー犯罪対策部会
- (2) 和歌山県警察サイバー攻撃対策部会
- (3) 和歌山県警察組織基盤強化対策部会

##### 2 任務

各部会は、幹事会の指揮管理の下、幹事会を補佐し、委員会が決定した基本方針に基づく諸対策を推進することを任務とする。

##### (1) 和歌山県警察サイバー犯罪対策部会

ア サイバー犯罪対策に関する総合的な企画及び調整に関すること。

イ サイバー犯罪対策に関する情報の集約・分析・管理及び同対策の調査・研究・教養に関すること。

ウ サイバー犯罪抑止対策に関すること。

エ 電磁的記録の解析技術等の情報共有に関すること。

オ その他サイバー犯罪対策に関すること。

##### (2) 和歌山県警察サイバー攻撃対策部会

ア サイバー攻撃対策に関する総合的な企画及び調整に関すること。

イ サイバー攻撃関連情報の集約、共有に関すること。

ウ サイバー攻撃認知時の緊急対処態勢構築に関すること。

エ サイバー攻撃に係る被害の未然防止のための官民連携に関すること。

オ サイバー攻撃に対する実態解明の推進に関すること。

カ その他サイバー攻撃対策に関すること。

##### (3) 和歌山県警察組織基盤強化対策部会

ア サイバー空間の脅威への対処に係る組織基盤強化に向けた総合的な企画及び調整に関すること。

イ サイバー空間の脅威への対処に係る人的基盤の強化及び対処能力の適性評価を始めとした長期的構想による人事措置に関すること。

ウ サイバー空間の脅威への対処に係る物的基盤の強化、充実への取組に関すること。

エ 警察におけるより堅牢な情報セキュリティの実現に向けた取組に関すること。

オ その他組織基盤強化及び情報セキュリティ対策に関すること。

##### 3 組織

各部会の構成は、別表3、4及び5のとおりとする。

##### 4 運営

(1) 部会長は、必要に応じて部会を招集し、議事を主宰する。

(2) 部会長は、必要に応じて部会員以外の関係者に対し、当該部会への参加を求めること

ができる。

- (3) 部会は、審議した結果を幹事会に報告する。
- (4) 部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。
- (5) 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長の所属の次席が部会長の職務を代行する。
- (6) 各部会は、相互に緊密な連携を図るものとする。

## 第5 和歌山県警察サイバーセキュリティセンター

### 1 設置

幹事長が行うサイバーセキュリティ対策全般の司令塔としての機能を有機的かつ効果的に運用するための実施機関として、また、委員会及び幹事会の事務局として、和歌山県警察本部に「和歌山県警察サイバーセキュリティセンター」（以下「CSセンター」という。）を設置する。

### 2 任務

CSセンターにおいては、次の任務を行う。

- (1) サイバーセキュリティ戦略を推進するための総合的な企画、調整及び実施に関すること。
- (2) その他サイバーセキュリティ戦略に係る特命事項に関すること。

### 3 組織

CSセンターは、センター長、副センター長、センター長補佐及びセンター員（以下これらを「CSセンター構成員」という。）をもって構成し、それぞれ別表6に掲げる者をもって充てる。

### 4 運営

- (1) センター長は、必要に応じてCSセンター構成員を招集し、議事を主宰する。
- (2) センター長は、必要があると認めるときは、CSセンター構成員以外の関係者の出席を求め、意見を求めることができる。
- (3) CSセンターの運営に関して必要な事項は、センター長が定める。
- (4) CSセンター構成員は、相互に緊密な連携を図るものとする。

## 第6 執行機関

- 1 各部会は、それぞれの施策等を実施する執行機関として、それぞれの管理の下にプロジェクトを置くことができる。
- 2 各プロジェクトの運営に関して必要な細目は、各部会長が別に定める。

## 第7 庶務

- 1 委員会及び幹事会の庶務は、CSセンターにおいて行う。
- 2 部会の庶務は、各部会長の所属において行う。
- 3 CSセンターの庶務は、サイバー犯罪対策課（別表6に規定するCSセンター構成員に限る。）において行う。

別表1（第1の3関係）

和歌山県警察サイバーセキュリティ戦略委員会	
委員長	警察本部長
副委員長	生活安全部長（総括責任者）
委員	警務部長 首席監察官 刑事部長 交通部長 警備部長 近畿管区警察局和歌山県情報通信部長 警察学校長
事務局	CSセンター

別表2（第3の3関係）

和歌山県警察サイバーセキュリティ戦略幹事会	
幹事長	生活安全部・警務部・刑事部・交通部・警備部参事官（サイバーセキュリティ担当）（責任者）
副幹事長	警務課長 警備企画課長
幹事	会計課長 生活安全企画課長 刑事企画課長 交通企画課長 近畿管区警察局和歌山県情報通信部情報技術解析課長
事務局	CSセンター

別表3（第4の3関係）

和歌山県警察サイバー犯罪対策部会	
部会長	サイバー犯罪対策課長
部会員	生活安全企画課企画担当課長補佐 少年課企画担当課長補佐 生活環境課企画担当課長補佐 サイバー犯罪対策課企画担当課長補佐 サイバー犯罪対策課捜査担当課長補佐 人身安全対策課企画担当課長補佐 捜査第一課企画担当課長補佐 捜査第二課企画担当課長補佐 組織犯罪対策課企画担当課長補佐 交通指導課交通特殊事件捜査担当課長補佐 警備企画課サイバー攻撃対策担当課長補佐 近畿管区警察局和歌山県情報通信部情報技術解析課情報技術解析指導専門官
事務局	サイバー犯罪対策課

別表4（第4の3関係）

和歌山県警察サイバー攻撃対策部会	
部会長	警備企画課長
部会員	サイバー犯罪対策課企画担当課長補佐 警備企画課サイバー攻撃対策担当課長補佐 近畿管区警察局和歌山県情報通信部情報技術解析課情報技術解析指導専門官
事務局	警備企画課

別表5（第4の3関係）

和歌山県警察組織基盤強化対策部会	
部会長	警務課長
部会員	会計課予算担当課長補佐 警務課企画担当課長補佐 教養課教養担当課長補佐 情報管理課企画指導担当課長補佐 警察学校企画指導担当課長補佐 サイバー犯罪対策課企画担当課長補佐 警備企画課サイバー攻撃対策担当課長補佐 近畿管区警察局和歌山県情報通信部情報技術解析課情報技術解析指導専門官
事務局	警務課

別表6（第5の3関係）

和歌山県警察サイバーセキュリティセンター	
センター長	幹事長
副センター長	サイバー犯罪対策課サイバー犯罪対策官
センター長補佐	サイバー犯罪対策課サイバーセキュリティ対策担当課長補佐
	警務課企画担当課長補佐
	情報管理課企画担当課長補佐
	生活安全企画課企画担当課長補佐
	刑事企画課企画担当課長補佐
	交通企画課企画担当課長補佐
	警備企画課サイバー攻撃対策担当課長補佐
センター員	サイバー犯罪対策課サイバーセキュリティ対策係員